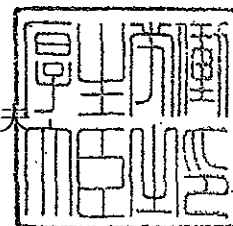




厚生労働省発能0512第1号
平成23年5月12日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱（案）」について、貴会の意見を求める。

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令は、廃止すること。

第二 関係政令の整備

一 雇用保険法施行令の一部改正

都道府県に対する経費の補助の事業の対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）の規定により都道府県に譲渡される職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）を加える等所要の改正を行うこと。

二 その他

関係政令について所要の改正を行うこと。

第三 雇用・能力開発機構の解散に関する所要の規定の整備等

一 廃止法の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）から

国が承継する資産及び債務は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めることとし、当該資産及び債務は一般会計又は労働保険特別会計雇用勘定に帰属させること。

二 承継計画書は、次に掲げる事項を基準として定めること。

(一) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）が承継する権利及び義務のうち、職業能力開発業務に係る権利及び義務は職業能力開発勘定に、宿舍等業務に係る権利及び義務は宿舍等勘定に帰属すること。

(二) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継する権利及び義務のうち、財形業務に係る権利及び義務は財形勘定に、雇用促進融資業務に係る権利及び義務は雇用促進融資勘定に帰属すること。

三 高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する資産に係る評価委員は、厚生労働大臣が任命し、その過半数の一致をもって当該資産の評価を行うこと。

四 その他雇用・能力開発機構の解散に関する所要の規定を設けること。

第五 職業能力開発促進センター等の用に供されている資産の譲渡により生じた収入の額の国庫納付等

一 雇用・能力開発機構が廃止法の規定により職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に譲渡する際に生じた収入額について、国庫納付又は雇用・能力開発機構に出資する地方公共団体への払戻しを行う等所要の手続を定めること。

二 高齢・障害・求職者雇用支援機構が廃止法の規定により職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に譲渡する際に生じた収入額について、一と同様の手続を定めること。

第六 高齢・障害・求職者雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限

高齢・障害・求職者雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限は、平成二十四年三月三十一日とすること。

第七 施行期日

この政令は、平成二十三年十月一日から施行すること。ただし、雇用・能力開発機構の解散等に係る準備行為に関する規定は、公布の日から施行すること。

第八 その他

その他所要の経過措置等を整備すること。